

## 境界確認申請書等記載要領

建設部 用地・地籍調査推進課

申請書の記入や添付書面は、以下の事項に注意して作成してください。

### 第1 申請書提出の前に

- (1) 津市所有の財産であることを確認してください。
- (2) 既に境界確認が済んでいる箇所は、改めて境界確認を行う必要がありませんので、事前に境界確認の有無を調査の上、申請してください。
- (3) 申請地が津市境界確認事務取扱要領第3(2)若しくは第3(4)に定める共有状態にある場合は、当該各号に定める他の共有者全員の代表者に対する委任状を添付する場合、若しくは代表届を提出する場合を除き共有者全員で申請することとなります。

### 第2 申請の目的

境界確認を必要とする具体的な目的を記載してください。例えば、表題登記関係(分筆・地積更正等)、建築確認申請、開発許可申請、物納、売買、贈与、財産保全などです。

### 第3 印鑑証明書

発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

なお、印鑑証明書は、その添付が必要とされる他の書類の印鑑証明書に援用できるものとします。

### 第4 申請書

申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書に署名又は記名押印してください。土地家屋調査士が代理人の場合は、その資格を併記するとともに職印を押印してください。

### 第5 委任状

代理人によって申請する場合は、委任状に委任者が署名又は記名押印してください。

### 第6 相続を証する書面

申請地の所有者が死亡しているため相続人が申請する場合は、遺産分割協議書(原本還付請求可)等相続を証する書面を提出してください。

相続人が決定していない場合は、相続関係説明図を作成し、作成年月日、作成者氏名を署名又は記名押印の上申請書に添付してください。

なお、遺産分割協議書及び相続関係説明図については、確認に必要な戸籍謄本、住民票謄(抄)本等を提出してください。確認後お返しします。

### 第7 法定代理人であることを証する書面

土地の所有者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）であるため、法定代理人（親権者、成年後見人、保佐人及び補助人）が申請する場合は、戸籍謄本等法定代理人であることを証明する書面を申請書に添付してください。（原本還付請求可）

#### 第8 定款、その他法人の規則等

土地の所有者が法人の場合で、申請人が代表者以外の場合は、専決権を有する旨の証明書を申請書に添付してください。

#### 第9 土地が信託財産の場合

申請地が信託財産の場合は、委託者及び受託者の両者が共同で申請してください。

#### 第10 債権者の同意書及び債権者の印鑑証明書

申請地が差押えられている場合は、債権者の同意書を印鑑証明書添付の上提出してください。（原本還付請求可）

#### 第11 その他権限を証する書面

申請人の権利関係が複雑な場合は、申請人としての当事者能力を有することを確認できる書面を添付してください（原本還付請求可）。

（例）破産管財人選任証書、その他裁判所の審判・判決・和解調書等

#### 第12 位置図・現地案内図

公共施設等目印になるものがある場合は図に表記し、申請地に至るまでの道順を記載してください。

#### 第13 実測平面図

- (1) 実測平面図は、現状が明確に把握できるよう対象地及び周辺の道路、水路、境界標識等を明記した実測図（縮尺は1/250を標準とする）を作成してください。
- (2) 近隣に参考となる境界確認図がある場合はその境界点を図示してください。
- (3) 所在、地番、縮尺、方位、辺長、座標値、測量年月日、作成者（土地家屋調査士等）の氏名を記入し押印してください。
- (4) 申請人の主張する境界線を朱線で表示し、申請人又は代理人においてその根拠を付記の上、署名又は記名押印してください（別添とすることも可）。

#### 第14 14条地図又は公図

法務局交付に係る14条地図又は公図（原本還付請求可）又は登記情報提供サービスを利用した登記情報を添付してください。公図等には、申請地とその隣接地及び対側地の所有者名を記入してください。

なお、申請地は赤枠で囲み、市有地は黄色で表示してください。

#### 第15 申請地等の登記事項証明書

- (1) 申請地とこれに隣接する土地及び対側地について、登記事項証明書を添付してください。（原本還付請求可）

なお、登記事項証明書は、発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。  
また、当該証明書については登記情報提供サービスを利用した登記情報でも可とします。

(2) 登記事項証明書に代えて「土地所有者調書」を添付することができます。

なお、土地所有者調書による場合は、3ヶ月以内に調査したものとし、調査年月日及び作成者（申請人又は代理人）の氏名を署名又は記名押印してください。

（注）登記された住所と現住所が異なるときは、公的証明書で住所移転の経緯が判明できる資料を添付してください。

#### 第16 申請地等の地積測量図

申請地とこれに隣接する土地の地積測量図がある場合は当該図面を提出してください（原本還付請求可）。また、当該地積測量図については登記情報提供サービスを利用した登記情報でも可とします。

#### 第17 書類の訂正方法

訂正箇所に二重線を引きその上の余白に正しい文言を書き、その隣に署名して下さい。訂正印で訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き訂正印を押印し、その上の余白に正しい文言を書いて下さい。その際、申請書の申請者欄に押印がない場合は、当該欄にも訂正印に使用した印を押印して下さい。

#### 第18 代筆

病気や怪我等で文字が書けない場合には、代筆も可とします。代筆した場合には、余白部分に代筆しなければならない理由を記載して下さい。また受任者（代筆した者）の身分証明書の写しを提出して下さい。

##### 【代筆理由の例】

本人〇〇〇〇は、〇〇のため文字が書けないため、委任する本人に了解を得たうえ、受任者〇〇〇〇が代筆しました。

#### 第19 その他

原本還付請求に係る書類（原本書類）はこれを一まとめにして申請書に添付してください。